

## 令和7年度 里親委託措置費の交付基準

こ支家第47号こども家庭長官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日発出/令和8年1月29日最終改正）

費目の種類	支弁対象児童等	経費の用途	各月等の支弁額	備考（請求時期など）
一般生活費	里親委託児童 乳児分=1歳未満 ※月途中に1歳に達したものはその月中は乳児とみなす。 一般分=1歳以上	その児童の給食に要する材料費等および日常生活に必要な経常的諸経費	乳児分（1歳未満）月額 65,910円 一般分 月額 57,080円	毎月（月途中の入退所は日割計算） ※日割計算方法 （単価÷30.4 円未満切捨）×日数
幼稚園・保育所費	幼稚園、保育園等に就園している児童	その児童の就園等に必要な経費	就園等に必要な入学金、保育料、制服、延長保育料等の実費（寄付金は除く）。ただし、施設等利用給付費の支給がある場合においては、その額を控除した額とする。	請求があったとき
教育費	義務教育諸学校または特別支援学校高等部に在学中のものおよび特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの	(1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む）に必要な学用品費	(1) 小学生 月額 7,210円 中学生 月額 9,380円 特別支援学校等高等部 月額 9,380円	(1) 毎月 ★
		(2) 教材代	(2) 別に定めるところにより、教科書に準ずる正規の教材として、学校長が指定するものの購入に必要な実費	(2) 請求があったとき
		(3) 通学のための交通費の実費	(3) 最も経済的な通常の経路および方法により通学する場合の普通旅客運賃の定期乗車券等の実費	(3) 請求があったとき 定期券等の写しを添付
		(4) 部活動費	(4) 部活動に必要な道具代、遠征費等の実費	(4) 請求があったとき
		(5) 学習塾費（中学生のみ）	(5) 学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等の実費	(5) 請求があったとき
		(6) 特別支援学校の高等部入学に必要な学用品費等	(6) 86,300円	(6) 4月
		(7) 特別支援学校高等部の児童が就職または進学に役立つ資格取得または講習等の受講をするための経費	(7) 57,620円を上限とした実費（合算可）	(7) 請求があったとき （在学中に1回限り支弁・別紙による申請が必要）
学校給食費	学校給食を実施している義務教育諸学校または特別支援学校の高等部に在学中のもの	児童の学校給食に必要な経費	義務教育諸学校または特別支援学校高等部から学校給食費として徴収される実費	請求があったとき
見学旅行費	学校教育課程において実施される見学旅行（通常の修学旅行をいう）に参加するもの	児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	小学校6学年 22,690円 中学校3学年 60,910円 特別支援学校等高等部3学年、高等学校3学年 111,290円	請求があったとき（実際に参加した場合に限る） 最終学年より前に繰り上げ実施される場合も支弁可能
入進学支度金	小学校第1学年または中学校第1学年に進学するもの	児童の入進学に必要な学用品等の購入費	小学校1学年入学児童 64,300円 中学校1学年入学児童 81,000円	4月 委託に伴う転校があった場合は随時支弁可能
特別育成費	別に定めるところにより、高等学校に在学しているものおよび高等学校第1学年に入学するものおよび義務教育終了児童のうち高等学校等*に在籍していないもの（既に就職しているものは除く）  *学校教育法による高等学校（定時制および通信制の課程を含む）、高等専門学校（ただし入学時より3年を経過するまで）、専修学校（ただし高等課程に限る）	(1) 在学生 その児童の高等学校における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等（大学受験料及びこれに係る旅費を含む）	(1) 下記を上限とした実費 公立 月額 28,330円 私立 月額 39,540円	(1) 毎月 （月額単価×在籍月数を上限とした実費）
		(2) 通学のための交通費	(2) 最も経済的な通常の経路および方法により通学する場合の普通旅客運賃の定期乗車券等の実費	(2) 請求があったとき 定期券等の写しを添付
		(3) 入学時もしくは転校時 その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費	(3) 86,300円を上限とした実費	(3) 4月
		(4) 就職または進学に役立つ資格取得または講習等の受講をするための経費	(4) 57,620円を上限とした実費（合算可）	(4) 請求があったとき （在学中に1回限り支弁・別紙による申請が必要）
		(5) 学習塾等を利用した場合にかかる経費	(5) 月額 20,000円 （高校3年生は月額 25,000円）	(5) 請求があったとき
		(6) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費	(6) 月額 25,000円	(6) 請求があったとき
		(7) 大学受検費	(7) 158,000円を上限として実費	(7) 請求があったとき
夏季等特別行事費	義務教育諸学校に在学しているもの	児童の在学している学校または教育委員会が当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するために必要な交通費等	1件あたり 3,150円	請求があったとき 宿泊の伴うものに限る
期末一時扶助費	12月初日に措置されているもの	その児童の年末における被服等の購入費	6,150円	12月分の措置費として支弁

費目の種類	支弁対象児童等	経費の用途	各月等の支弁額	備考（請求時期など）
医療費	里親委託児童	①その児童の医療に必要な経費 ②公共交通機関を利用して受診した交通費 ③歯科矯正費	①原則として、福井県知事の発行する「受診券」を利用すること ②交通費実費 ③実費	①保険診療の対象であり、受診券の利用を断られ実費を支払った場合は、当該医療機関が発行する領収証書を添えて医療費を請求すること ②領収書等添付 ③証明書、領収等添付
職業補導費	義務教育を終了した後、公共職業訓練所等の職業補導機関に通うもの	(1)交通費	(1)最も経済的な通常の経路および方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券等の <b>実費</b>	(1)毎月
		(2)教科書代等	(2)月額 5,030 円	(2)毎月
冷暖房費		その児童の冷暖房費	1 級地 月額 3,640 円 2 級地 月額 3,490 円 3 級地 月額 3,450 円 4 級地 月額 2,760 円 その他 月額 870 円 旧 5 級地 月額 2,730 円 旧 4 級地 月額 2,090 円 旧 3 級地 月額 1,350 円 旧 2 級地 月額 1,010 円	地域によって異なる ※月初日に委託している場合のみ
就職支度費	児童が就職するため、その委託措置解除されることとなったもの	(1)その児童の就職に際し、必要な寝具類、被服類等の購入費	(1) 82,760 円	(1)措置が解除される日の属する月に請求により支弁
		(2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	(2) 特別基準 413,340 円	(2)要件に該当する場合に支弁
大学進学等自立生活支度費	児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されたもの	(1)その児童の進学に際し、必要な学用品及び参考図書類等の購入費	(1) 82,760 円	(1)措置が解除される日の属する月に請求により支弁
		(2)その児童の進学に際し、必要な住居費、生活費等	(2) 特別基準 413,340 円	(2)要件に該当する場合に支弁
葬祭費	措置児童であって、死亡したものの	その死亡児の火葬または埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	163,540 円 ※ただし、火葬料、自動車料について一定額を加算	請求により支弁
里親手当		毎月分 その児童にかかる委託手当	養育里親手当 90,000 円×1 人 専門里親手当 141,000 円×1 人	毎月(親族里親、特別養子縁組里親は支給対象外) ★
通院費	別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの	通院する際に必要な経費（燃料費等） *右記額を上限とする。	専門里親 月額 15,000 円 専門里親以外 月額 7,500 円	要件に該当する場合に、県旅費支給規定に準じて算定した額を支弁
受託支度費		委託に向けた手続きを開始した日から委託後 1 か月までの期間において、委託された児童の養育のために必要な物品等の購入費	44,630 円を上限とした実費	委託措置が開始された日の属する月に請求により支弁
予防接種費	別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの	その児童の予防接種に必要な経費	予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる <b>実費</b>	予防接種法に規定する A 類疾病、ロタウイルス、破傷風トキソイド、RS ウイルス感染症、流行性耳下腺炎
防災対策費		防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実に係る経費	総合的な防災対策の充実に係る <b>実費</b> の合算額 *ただし、45 万円以内	3 月分の措置費として支弁
視力矯正費		その児童等の視力矯正に必要な経費	日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡等を購入する場合にかかる <b>実費</b>	請求により支弁
運営継続支援臨時加算	令和 7 年 4 月から 11 月分までの各月初日の措置児童	その児童等の給食に要する材料費等の物価高騰対策に必要な経費	乳児分 13,050 円 乳児以外分 11,300 円	令和 7 年 4 月から 11 月分までの各月初日の措置児童頭数の平均値（四捨五入）

★・・・月途中の委託開始・委託解除の場合も全額支給

居住地別冷暖房費額一覧

居住地	級地	月額保護単価
福井市	旧 3 級地	1,350 円
(旧丹生郡国見村の区域)	旧 2 級地	1,010 円
(旧足羽郡美山村)	旧 4 級地	2,090 円
(旧川西町のうち旧藁村、旧鷹巣村および旧浜四郷村の区域)	旧 2 級地	1,010 円
(旧越前村)	旧 2 級地	1,010 円
大野市	旧 4 級地	2,090 円
(大野市のうち旧大野郡五箇村の区域)	旧 5 級地	2,730 円
(旧大野郡全町村)	旧 5 級地	2,730 円
勝山市	4 級地	2,760 円
鯖江市	旧 3 級地	1,350 円
あわら市	旧 3 級地	1,350 円
(旧芦原町のうち旧芦原町および旧北湯村の区域)	旧 2 級地	1,010 円
越前市	旧 3 級地	1,350 円
坂井市	旧 3 級地	1,350 円
(旧三国町のうち旧木部村の区域以外の地域)	旧 2 級地	1,010 円
池田町	4 級地	2,760 円
永平寺町	旧 3 級地	1,350 円
南越前町	旧 3 級地	1,350 円
(旧南条郡今庄町)	旧 4 級地	2,090 円
越前町	旧 3 級地	1,350 円
(旧越前町)	旧 2 級地	1,010 円